

専用水道の手引き

各務原市 水道部 水道施設課

目次

1. 専用水道とは	1
2. 専用水道の設置等に係る諸手続き	3
3. 水道技術管理者	4
1. 水道技術管理者の資格要件（法第 19 条第 3 項）	4
2. 水道技術管理者の事務（法第 19 条第 2 項）	5
4. 専用水道の管理・運営	6
1. 水質検査（法第 20 条等）	6
2. 健康診断（法第 21 条）	10
3. 衛生上の措置（法第 22 条）	10
4. 給水の緊急停止（法第 23 条）	10
5. 市が行う事務	11
1. 申請・届出等の窓口	11
2. 立入検査及び報告の徴収	11
3. 改善の指示・給水停止命令	11
6. 資料	12
1. 専用水道設置者において作成・提出する書類一覧	12
2. 各務原市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱	25

本手引きにおいて、水道法は「法」、水道法施行令は「令」、水道法施行規則は「規則」と表記します。

また、法第 13 条、第 19 条（第 2 項第 3 号及び第 7 号を除く。）、第 20 条から第 22 条の 2 まで、第 23 条及び第 24 条の 3（第 7 項を除く。）の規定は、第 34 条第 1 項の規定において、また、規則第 3 条、第 10 条、第 15 条から第 17 条の 2 まで、第 17 条の 6 及び第 17 条の 7 の規定は、第 54 条の規定においてそれぞれ専用水道について準用します。

1. 専用水道とは

■ 専用水道の定義

- ・ 100 人を超える者^(※1)の居住に必要な水を供給する水道施設
 - ・ 1 日の最大給水量^(※2)が 20m³ を超える水道施設
- } のいずれかに該当

※ただし、市上水道からの水のみを水源とし、地中又は地表に施設されている部分の規模が口径 25mm 以上の導管が 1,500m 以下^(※3)、かつ水槽（六面点検できるものは除く）の有効容量の合計が 100m³ 以下である水道は除きます。

専用水道については、法第 3 条第 6 項、令第 1 条第 1 項及び第 2 項、規則第 1 条に定められています。用語については、以下のとおりです。

※1 100 人を超える者

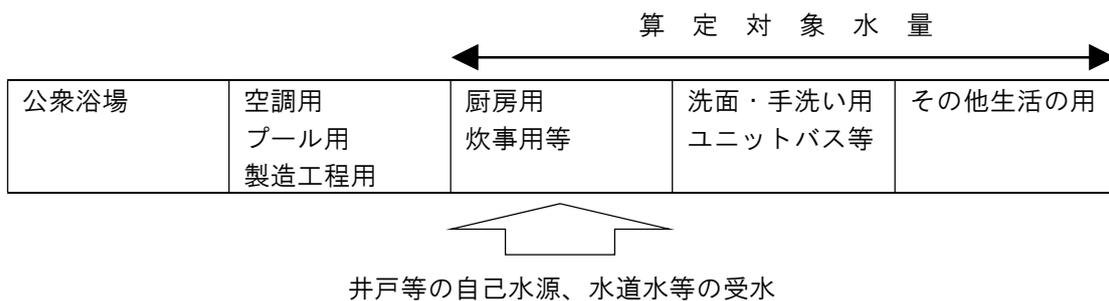
常時 100 人を超える居住者に必要な水を供給するという意味であり、実際に居住している人口が 100 人を超えるかどうかで判断します。新設の専用水道の場合は、定員や平均世帯員数等から算定した居住人口をもって判断します。

また、宿泊施設の宿泊客や病院の入院患者等は「居住者」には該当しません。

※2 1 日の最大給水量

算定の対象となる水は、人の飲用、炊事用、浴用その他の生活のために使用するものとなります。工業用水、公衆浴場、プールの水は含まれません。

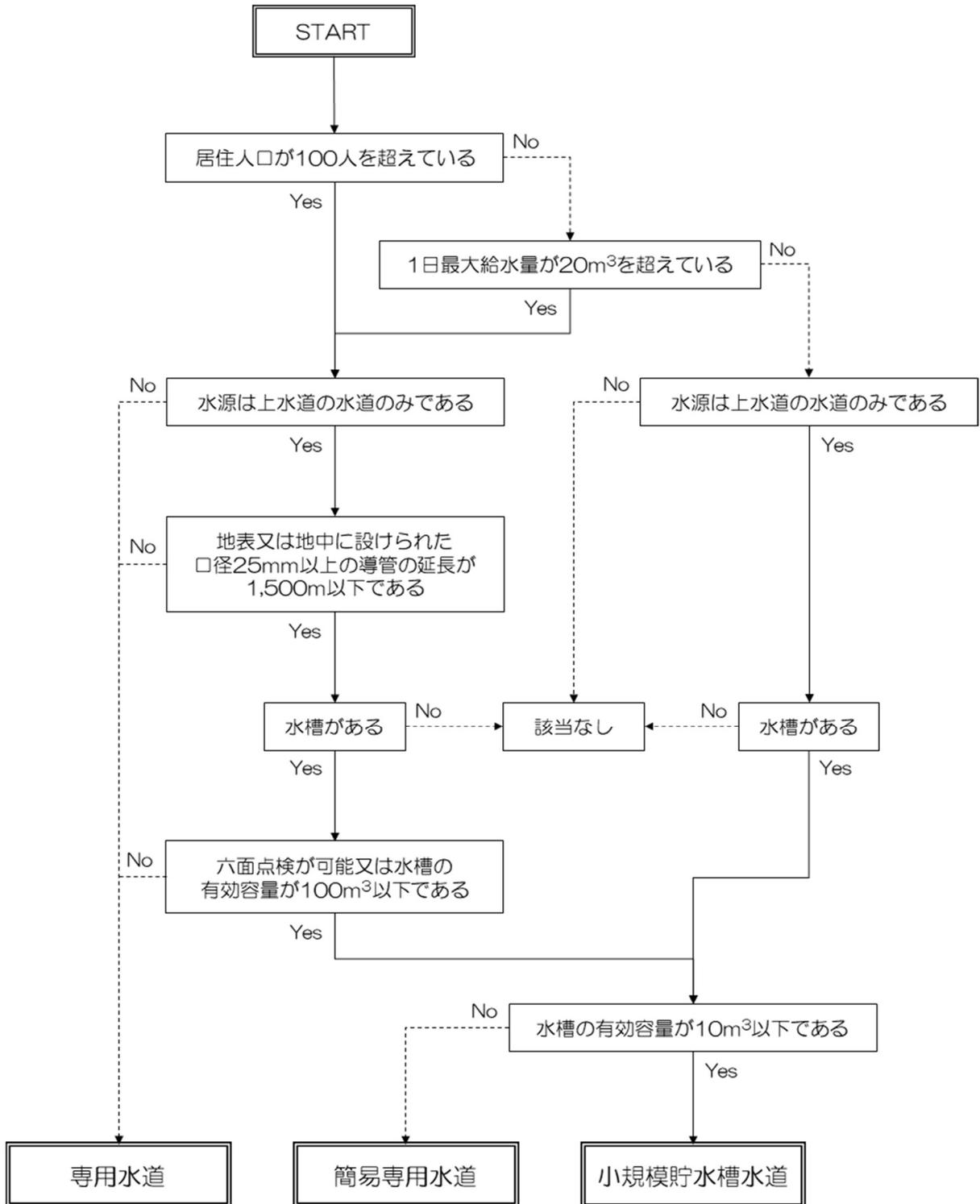
設計上必要な水量を 1 日最大給水量とするほか、実績や平均使用時間、単位給水量等を建築用途に応じて適切に設定することで 1 日最大給水量を算定してください。



※3 導管が 1,500m 以下

導管の長さの算定は、受水槽から給水栓までの管が対象となり、他の水道から当該受水槽までの管は含めません。

■適用フローチャート



2. 専用水道の設置等に係る諸手続き

- ・ 専用水道を設置また変更する場合は、下表の手続きが必要です。
- ・ 正しく手続きがされない場合は、罰則が適用される場合があります。

	手続き	概要及び留意点
供用開始前	計画・設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討段階から水道施設課でご相談を承ります。 ・ 水源を市上水道のみとすれば専用水道の適用から除外されることもあります。 ・ 設置費用（初期費用）のみならず、供用後の人件費、運転費また水質試験費等を考慮し、適切に判断してください。
	確認申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 32 条、第 33 条に基づく確認です。 ・ 水道施設課に「専用水道布設工事設計確認申請書（様式第 1 号）」を 2 部提出してください。 ・ 法第 33 条第 1 項及び第 4 項、規則第 53 条に定められた記載事項及び添付書類が必要です。 ・ 申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに「専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第 2 号）」を 2 部提出してください。
	（市長からの通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、「専用水道布設工事設計確認通知書」を申請者に通知します。
	工事着工・完成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の通知を受けた後に着工してください。 ・ 工事が完成する前までに「水道技術管理者設置届（様式第 11 号）」を 2 部提出してください。 ・ 法第 13 条第 1 項に定める水質検査及び施設検査を実施してください。
	給水開始前届の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設課に「専用水道給水開始前届（様式第 6 号）」を 2 部提出してください。 ・ 「水質検査結果書の写し」及び「水道施設検査書（様式第 7 号）」も併せて各 2 部提出してください。 ・ 検査結果は 5 年間保存してください。
供用中	専用水道の管理・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎事業年度の開始前に「水質検査計画」を策定してください。 ・ 定期及び臨時の水質検査を実施してください。 ・ 水道維持管理従事者の健康診断を実施してください。 ・ 第三者に管理を委託する場合は「水道業務委託届（様式第 12 号）」を 2 部提出してください。変更や解除した場合も同様とします。 ・ 水道技術管理者を変更した場合は、「水道技術管理者変更届（様式第 11 号）」を 2 部提出してください。
	申請書の記載事項に変更が生じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書の記載事項の変更及び添付書類の変更（水道施設の軽微な変更に限る。）を行う場合は、「専用水道変更届（様式第 9 号）」に必要書類を添えて 2 部提出してください。
その他	専用水道の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用水道を廃止しようとするときは、「専用水道廃止届（様式第 10 号）」を 2 部提出してください。
	専用水道使用届	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給水人口の増加等により新たに専用水道の適用を受けることとなった場合は、30 日以内に「専用水道使用届（様式第 8 号）」に必要書類を添えて 2 部提出してください。

3. 水道技術管理者

■水道技術管理者とは

- ・ 専用水道の設置者は、水道技術管理者を置かなければなりません。
- ・ 水道技術管理者は、安全な水を供給するための事務に従事するとともに、これらの事務に従事する他の職員の監督を行う必要があります。

1. 水道技術管理者の資格要件（法第 19 条第 3 項）

専用水道の設置者は、資格を持った水道技術管理者を置かなければなりません（法第 19 条第 1 項）。この資格は、技術管理者として必要な基礎教育と水道に関する技術上の実務経験との総合的な判断により定められています（令第 7 条及び規則第 14 条）。具体的には、以下の「水道技術管理者の資格要件」のとおりです。

水道技術管理者の資格要件

- ① 法第 12 条第 2 項に定める水道の布設工事の監督の資格を有する者
- ② 下記に規定する学校において習得する程度と同等以上に習得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者

専攻 学校	土木工学		土木工学以外の 工学・理学・農 学・医学・薬学 を専攻	工学・理学・農 学・医学・薬学 以外を専攻
	衛生工学 水道工学 を専攻	衛生工学 水道工学 以外を専攻		
新制大学院 大学の専攻科	1 年以上 (6 ヶ月以上)	2 年以上 (1 年以上)	—	—
新制大学	2 年以上 (1 年以上)	3 年以上 (1 年 6 ヶ月以上)	4 年以上 (2 年以上)	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)
旧制大学	2 年以上 (1 年以上)		4 年以上 (2 年以上)	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)
短期大学 高等専門学校 旧制専門学校	5 年以上 (2 年 6 ヶ月以上)		6 年以上 (3 年以上)	7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)
高等学校 中等教育学校 旧制中等学校	7 年以上 (3 年 6 ヶ月以上)		8 年以上 (4 年以上)	9 年以上 (4 年 6 ヶ月以上)

- ③ 10 年以上（5 年以上）水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
 - ④ 厚生労働大臣が認定する講習を修了した者
- ※ 簡易水道及び 1 日最大給水量 1,000m³ 以下の専用水道は（ ）内の年数以上

1 日最大給水量が 1,000m³ 以下の専用水道で消毒設備以外に浄水施設がなく、かつ、自然流下で給水できるものの場合は、水道技術管理者は有資格者でなくても構いません（法第 34 条第 2 項）が、水道技術管理者を置く必要はあります。

2. 水道技術管理者の事務（法第 19 条第 2 項）

水道技術管理者が行う業務は以下のとおりです。また、これらの業務に従事する他の職員を監督することも必要です。

- ① 水道施設が法第 5 条の施設基準に適合しているかどうかの検査
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査（法第 13 条第 1 項）
- ③ 定期及び臨時の水質検査（法第 20 条第 1 項）
- ④ 水道業務従事者の健康診断（法第 21 条第 1 項）
- ⑤ 消毒等の衛生上の措置（法第 22 条）
- ⑥ 給水の緊急停止（法第 23 条第 1 項）
- ⑦ 給水停止（法第 37 条）

資格者がいない場合は外部に委託することも可能ですが、受託する水道技術管理者が、本来の業務も含め受託した業務も無理なく履行できる必要があります。

また、法律では水道技術管理者を設置した場合における届出の義務はありませんが、「水道技術管理者設置（変更）届（様式第 11 号）」を市に提出してください。

4. 専用水道の管理・運営

■ 専用水道設置者の義務

- ・ 水道技術管理者の設置（法第 19 条第 1 項）
- ・ 定期・臨時の水質検査（法第 20 条）
- ・ 水質検査記録の保存（法第 20 条第 2 項）
- ・ 水質検査計画の策定（規則第 15 条第 6 項）
- ・ 定期・臨時の健康診断（法第 21 条第 1 項）
- ・ 健康診断記録の保存（法第 21 条第 2 項）
- ・ 消毒等の衛生上の措置（法第 22 条）
- ・ 給水の緊急停止と周知（法第 23 条）

1. 水質検査（法第 20 条等）

（1）定期の水質検査（法第 20 条第 1 項）

専用水道の設置者は、定期的に次に示す水質検査を行わなければなりません。

◆ 毎日検査（色・濁り・消毒の残留効果）

◆ 毎月検査（9 項目）及び 3 ヶ月に 1 回の検査（それぞれ定められた頻度）

毎日検査

項目：色、濁り、消毒の残留効果

回数：1 日 1 回以上

採水場所：給水栓や配水管末端等の水が停滞しやすい場所を選定すること

毎月検査

項目：一般細菌、大腸菌など

回数：1 ヶ月に 1 回以上

採水場所：給水栓や配水管末端等の水が停滞しやすい場所を選定すること

3 ヶ月検査

項目：全項目（51 項目）（8 ページの「水質検査項目」を参照）

回数：3 ヶ月に 1 回以上

採水場所：原則給水栓（給水栓以外での採取不可の項目有）

また、配水管末端等の水が停滞しやすい場所を選定すること

毎日検査は、検査の省略や回数を減らすことはできません。また、毎月検査と 3 ヶ月検査は、過去の検査結果や原水等の状況等により、検査回数を減らしたり省略したりすることができます。詳しくは、9 ページの「水質基準項目の検査における給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否」を参照してください。

(2) 臨時の水質検査（法第 20 条第 1 項）

臨時の水質検査は、次のような場合に直ちに実施してください。また、水質異常が終息し、給水栓からの水の安全性が確認されるまで実施してください。

なお、全項目（51 項目）検査が原則となりますが、状況に応じて必要な検査項目を決定してください。

- ◆水源の水質が著しく悪化したとき、また水源に異常があったとき
- ◆水源付近・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- ◆浄水過程に異常があったとき
- ◆配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ◆その他特に必要があると認められるとき

(3) 水質検査記録の保存（法第 20 条第 2 項）

各水質検査の結果は、水質検査を行った日から起算して 5 年間保存してください。

(4) 水質検査の委託（法第 20 条第 3 項）

専用水道の設置者自らで水質検査ができない場合は、厚生労働大臣の登録を受けた水質検査機関に委託することができます。水質検査機関の一覧は、厚生労働省のホームページで確認することができます。

(5) 水質検査計画の策定（規則第 15 条第 6 項）

専用水道の設置者は、毎事業年度の開始前に「水質検査計画」の策定が義務付けられています。なお、水質検査計画には、水源や周囲の状況等を考慮し、次に示す項目について記載してください。

- ◆水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
- ◆定期の水質検査で検査を行う項目、採水場所、検査回数及びその理由
- ◆定期の水質検査で省略する項目とその理由
- ◆臨時の水質検査に関する事項
- ◆水質検査を委託する場合における委託の内容
- ◆その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

上記以外にも、水質管理目標設定項目及び原水に係る水質検査について、必要に応じて同計画の中に位置付けることが望ましいと考えられます。さらに、省略を行った検査項目であっても、概ね 3 年に 1 回程度は水質検査を行うことが望ましいとされています（H15 健水発第 1010001 号厚生労働省水道課長通知）。

また、策定した計画は、当該専用水道の利用者の入手しやすい方法で情報提供をお願いします。

■水質検査項目

1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/l以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/l以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/l以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/l以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/l以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.004mg/l以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/l以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/l以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/l以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/l以下であること。
21	塩素酸	0.6mg/l以下であること。
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/l以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.04mg/l以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/l以下であること。
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/l以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.2mg/l以下であること。
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下であること。
30	プロモホルム	0.09mg/l以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/l以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/l以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/l以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/l以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/l以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/l以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること。
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	0.00001mg/l以下であること。
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/l以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/l以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること。
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

■水質基準項目の検査における給水栓以外での採取の可否、検査の回数、検査の省略の可否

番号	項目名	給水栓以外での水の採取	検査回数	検査回数の減	省略の可否
-	色、濁り及び消毒の残留効果	不可	1日1回以上	不可	不可
1	一般細菌	不可	概ね1月に1回以上	不可	不可
2	大腸菌				
3	カドミウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
4	水銀及びその化合物				
5	セレン及びその化合物				
6	鉛及びその化合物	不可			注4のとおり
7	ヒ素及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}			注3のとおり
8	六価クロム化合物	不可			注4のとおり
9	亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{注1}			不可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		不可	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	一定の場合可 ^{注1}		注2のとおり	
12	フッ素及びその化合物				注3のとおり
13	ホウ素及びその化合物				注3のとおり(海水を原水とする場合不可)
14	四塩化炭素				当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
15	1,4-ジオキサン				
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン				
17	ジクロロメタン				
18	テトラクロロエチレン				
19	トリクロロエチレン				
20	ベンゼン				
21	塩素酸	不可		不可	不可
22	クロロ酢酸				
23	クロロホルム				
24	ジクロロ酢酸				
25	ジブロモクロロメタン				
26	臭素酸				注3のとおり(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可)
27	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)				不可
28	トリクロロ酢酸				
29	プロモジクロロメタン				
30	プロモホルム				
31	ホルムアルデヒド				
32	亜鉛及びその化合物			注2のとおり	注4のとおり
33	アルミニウム及びその化合物				
34	鉄及びその化合物				
35	銅及びその化合物				
36	ナトリウム及びその化合物	一定の場合可 ^{注1}			注3のとおり
37	マンガン及びその化合物	不可			
38	塩化物イオン		概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録している場合、概ね3月に1回以上とすることが可	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
40	蒸発残留物				
41	陰イオン界面活性剤				
42	(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)	不可	概ね1月に1回以上(先の事項を産出する藻類の発生が少なく、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除く)	不可	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水源を水源とする場合は、当該基準項目を算出する藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可
43	1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2.2.1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)				
44	非イオン界面活性剤	一定の場合可 ^{注1}	概ね3月に1回以上	注2のとおり	注3のとおり
45	フェノール類				
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	概ね1月に1回以上	自動連続測定・記録している場合、概ね3月に1回以上とすることが可	不可
47	pH値				
48	味				
49	臭気				
50	色度				
51	濁度				

注1 一定の場合とは、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合であり、この場合には、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかにおいて採取することができる。

注2 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わる恐れが少ないと認められる場合(過去3年間に水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)であって、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは、概ね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。

注3 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

注4 当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。

2. 健康診断（法第 21 条）

（1）従事者の健康診断（法第 21 条第 2 項）

専用水道の設置者は、水道施設において業務に従事している者及び水道施設の構内に居住している者について、概ね 6 ヶ月に 1 回、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者の有無を検査しなければなりません（法第 21 条、規則第 16 条）。検査は、赤痢菌、腸チフス菌及びパラチフス菌を対象として、必要に応じてコレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ等について行うこととされています。（H15 健水発第 1010001 号厚生労働省水道課長通知）。

また、健康診断の対象者が前述した菌の保有者であったことが明らかになった場合や、当該施設の地域で当該感染症が発生し罹患する恐れがある場合には、臨時の健康診断を実施してください。

（2）健康診断結果記録の保存（法第 21 条第 2 項）

健康診断の結果は、健康診断を行った日から起算して 1 年間保存してください。

3. 衛生上の措置（法第 22 条）

専用水道の設置者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければなりません。

衛生上必要な措置は、次のとおりです（規則第 17 条）。

- ◆水道施設を常に清潔にし、水の汚染の防止を十分に行う。
- ◆水道施設に人畜がみだりに立ち入ることを防ぐために、柵の設置や施錠等の必要な措置を講じる。
- ◆給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は 0.4 mg/ℓ以上）保持するよう塩素消毒をする。ただし、病原生物等に汚染されるおそれがある場合や浄水過程に異常があった場合等は、遊離残留塩素を 0.2mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は 1.5mg/ℓ以上）保持する。

4. 給水の緊急停止（法第 23 条）

専用水道の設置者は、専用水道から供給する水が人の健康を害する恐れがあることが判明した場合、直ちに給水を停止し、危険であることを関係者に周知しなければなりません。また、市にも連絡して指導を受けるとともに、汚染原因の調査や必要な改善措置を実施してください。

5. 市が行う事務

1. 申請・届出等の窓口

各種の申請や届出に関する窓口となります。提出された書類を審査し、必要に応じて是正や指導を行います。また、専用水道に関する相談も承っております。専用水道を設置することを検討している段階からご相談ください。

2. 立入検査及び報告の徴収

市長は、工事や管理の適正を確保するため専用水道設置者に報告を求めたり、施設の立入検査を行ったりすることができます（法第 39 条第 2 項）。立入検査は毎年 1 回を目処に実施しています。日頃から、記録や書類等の整理をお願いします。

また、実際に専用水道に関する施設の管理状況についてアンケートや問い合わせを行うことがありますのでご協力をお願いします。

3. 改善の指示・給水停止命令

市長は、専用水道の施設が施設基準に適合せず、使用者の健康を守るために必要と認めるときは施設の改善を指示することができます（法第 36 条第 1 項）。改善の指示等を受けた場合は、その事項について「改善計画書（様式第 20 号）」を市に提出してください。

また、水道技術管理者が職務を怠っており、警告してもなお継続して職務を怠った場合は、専用水道設置者に対して水道技術管理者を変更するよう勧告することができます（法第 36 条第 2 項）。

さらに、専用水道設置者が法第 36 条の定めによる改善指示や勧告に従わず、そのまま給水を継続させると利用者の利益を阻害すると認めるときは、給水を停止すべきことを命じることができます（法第 37 条）。

6. 資料

1. 専用水道設置者において作成・提出する書類一覧

名 称	摘 要 法 令	備 考
専用水道布設工事設計確認申請書	・ 法第32条、第33条 ・ 規則第53条、第54条 ・ 要綱第2条	様式第1号
専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届	・ 法第33条 ・ 要綱第2条第2項	様式第2号
専用水道給水開始前届	・ 法第13条第1項 ・ 要綱第3条	様式第6号
水道施設検査書	・ 要綱第3条第2項	様式第7号
専用水道使用届	・ 要綱第4条	様式第8号
専用水道変更届	・ 要綱第5条	様式第9号
専用水道廃止届	・ 要綱第6条	様式第10号
水道技術管理者設置（変更）届	・ （法第19条第1項） ・ 要綱第7条	様式第11号
水道業務委託届	・ 法第24条の3第2項 ・ 規則第17条の7 ・ 要綱第8条	様式第12号
専用水道に関する改善計画書（改善完了報告書）	・ 要綱第13条	様式第20号

「要綱」とは、各務原市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱（P25～27）のことをいいます。

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道布設工事設計確認申請書

専用水道の布設工事を実施したいので、水道法第33条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 設置者の住所及び氏名

専用水道布設工事設計確認申請書添付書類

第1 水道法施行規則第53条による書類

- 1 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- 2 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面
(図面は1/10,000～1/25,000)
- 3 水道施設の位置を明らかにする地図
(地図は1/500～1/1,000として取水、導水、浄水、配水等各施設の配置を明示する。)
- 4 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
(地図は1/500～1/1,000)
- 5 主要な水道施設(管きよを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
(図面は1/100～1/500とするが、構造詳細図については1/10から1/100)
- 6 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面及び縦断面図
(平面図は1/500～1/1,000、縦断面図は縦1/200～1/400、横1/500～1/1,000とする。)

作成上の注意事項

図面は、次の要領により整備するものとする。

ア 図面の目録をつけること。

イ 国土地理院の地形図を用いる場合のほかは、実測図面であること。

ウ 各図面の右隅には、図面番号、事業名、表題、縮尺及び事業者名を記載すること。

エ 図面中に記載する施設の名称は、水道法及び水道施設設計指針に用いられている用語を使用すること。

オ 既設と拡張部分は、色分け又は線の太さ、種類を変える等により明確に区分すること。

第2 工事設計書

- 1 1日最大給水量及び1日平均給水量
 - 1人1日最大給水量 l
 - 1日最大給水量 m^3
 - 1人1日平均給水量 l
 - 1日平均給水量 m^3
- 2 水源の種別及び取水地点
(地番まで記入すること。)
- 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - (1) 水量の概算
(例 揚水試験結果書、地質柱状図、流量調査表)
 - (2) 水質試験結果
(原水全項目試験結果書の写し)
- 4 水道施設の概要

5 水道施設の位置、規模及び構造（全施設について明記すること。）

施設名	位置	標高(水位)	規模	構造

6 浄水方法

7 工事の着手及び完了の予定年月日

着手 年 月 日
完了 年 月 日

第3 その他

1 主要な水理計算書

（記載要領）

取水施設から配水幹線の末端に至る次の工種に関する水理計算（規模、容量、型式決定の根拠及び損失水等の計算）の課程及び結果を記載する。

例えば、

井戸の大きさ・深さ・配置、取水門（取水塔）の大きさ・位置、取水（集水）管きよの大きさ・延長・深さ、ダム（水道専用の場合）の高さ・有効容量・型式、凝集池・沈でん池・配水池・圧力水槽の容量・深さ・幅・長さ、ろ過池のろ過面積・ろ床の厚さ・洗浄方式、洗浄水槽の容量・高さ・ポンプ容量・管断面の算定等。

なお、配水管の管径決定の際の配水区域ごとの人口及び水量を表わす表を添付するものとする。

2 主要な構造計算書

（記載要領）

主要構造物の主要部材の応力計算、断面の算定等を記載する。

ここでいう主要構造物とは、次をいう。

取水設備、ダム（水道専用の場合のみ）、沈でん池、ろ過池配水池（配水塔、高架タンク及び浄水池を含む。）

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届

年 月 日提出の専用水道布設工事設計確認申請書について、次の
とおり記載事項を変更したので、水道法第33条第3項の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道給水開始前届

年 月 日付け で通知のあった専用水道事業について、次の
とおり給水を開始したいので、水道法第13条第1項の規定により届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
着工年月日		
完成年月日		
給水開始年月日		

添付書類

- 1 水質検査結果書写
- 2 水道施設検査書（様式第7号）
- 3 水道技術管理者設置届（様式第11号）

水道施設検査書

検査員	(資格)	(職)	(氏名)	印
工 事	専用水道事業 新設・増設・改造・工事			
工 期	着工	年 月 日	竣工	年 月 日
検査期間	年 月 日 ~		年 月 日	
検査項目	検 査 結 果			備 考
	項 目	結 果		
能力検査	容量は十分か			
	機械器具の性能は十分か			
	ろ過砂は規定のメッシュか			
	揚水量は十分か			
耐力検査	資材は適格か			
	コンクリート強度は十分か			
	配筋はよいか			
	管の水圧試験は合格か			
漏水検査	コンクリート部位はよいか			
	送水管部位はよいか			
	48時間以上帯水時の水位低下はあるか			
汚染検査	クロスコネクションはないか			
	塩素の消費状況はよいか			
その他検査				
総合結果				

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道使用届

水道法第 3 条第 6 項に規定する専用水道に該当することになりましたので、関係書類を添えて届出します。

記

施設の名称及び所在地

添付書類

専用水道布設工事設計確認申請書（様式第 1 号）の添付書類に準ずる書類

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道変更届

次のとおり専用水道を変更したいので、届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		

添付書類

水道施設の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした図面

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

専用水道廃止届

次のとおり専用水道を廃止したいので、届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
廃止理由		
廃止年月日		

添付書類

- 1 専用水道布設工事設計確認通知書
- 2 廃止を確認できる資料

年 月 日

(宛先) 各務原市長

(設置者)

氏名及び住所 (法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地)

印

水道技術管理者 設置
変更 届

水道法第 1 9 条第 1 項の規定により、水道技術管理者を設置・変更したので、届
出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
管 理 者	新	
	旧	
選任(変更)年月日		

添付書類

水道技術管理者を設置した場合には、水道法施行令第 7 条で定める資格を有する
ことを証明する書面

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）

氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の
氏名並びに主たる事務所の所在地）

印

水道業務委託届

水道法第24条の3第2項の規定により、水道の管理に関する技術上の業務を委託・変更・解除したので、届出します。

水道施設	名 称	
	所在地	
* ₁ 水道管理業務受託者 (受託水道業務技術管理者)	氏名及び住所（法人又は組合の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）	
委託期間		
* ₂ 委託業務変更事項		
変更内容	旧 新	
* ₃ 契約解除期間 及び理由		

注意 *1は委託、*2は変更、及び*3は解除した場合に、該当する欄のみ記入すること。

添付書類

- 1 水道法施行令第9条第3号に定める委託契約書の写し
- 2 受託水道業務技術管理者を選任した場合には、水道法施行令第7条で定める資格を有することを証明する書面

年 月 日

（宛先）各務原市長

（設置者）
住所（所在地）

氏名（名称）

印

専用水道に関する改善計画書（改善完了報告書）

年 月 日、水道法に関する不備の指摘を受けましたが、下記のとおり改善します（改善しました）ので、報告します。

記

- 1 水道施設の所在地及び名称

- 2 改善指示事項

- 3 改善計画（改善実施）内容

- 4 改善予定（改善完了）日

（添付書類）改善内容を示す図面、写真等

2. 各務原市専用水道及び簡易専用水道事務取扱要綱

(平成25年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道に関する事務処理の適正かつ円滑な運営を図るため、法、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道確認申請)

第2条 法第33条の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）とする。

2 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第2号）により行うものとする。

3 市長は、第1項の申請書の内容が法第5条の規定による施設基準に適合するかの確認は、水道水源環境調査票（様式第3号）及び専用水道布設工事設計確認申請審査表（様式第4号）を作成して行うものとし、施設基準に適合することを確認したときは、専用水道布設工事設計確認通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(専用水道給水開始前届)

第3条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の届出は、専用水道給水開始前届（様式第6号）によるものとする。

2 前項の届出をするときは、水質検査結果書の写し及び水道施設検査書（様式第7号）を添えて、あらかじめ市長に届け出るものとする。

(専用水道使用届)

第4条 給水人口の増加等、新たに専用水道の適用を受けることとなった水道の設置者は、専用水道となった日から起算して30日以内に専用水道使用届（様式第8号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(専用水道変更届)

第5条 専用水道の設置者は、第2条第1項及び前条に規定する申請書等の記載事項の変更及び添付書類の変更（水道施設の軽微な変更に限る。）を行う場合は、専用水道変更届（様式第9号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(専用水道廃止届)

第6条 専用水道の設置者は、専用水道を廃止しようとするときは、専用水道廃止届（様式第10号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(水道技術管理者設置・変更届)

第7条 法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により、専用水道の設置者は、水道技術管理者を設置又は変更したときは、水道技術管理者設置・変更届（様式第11号）に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(業務の委託)

第8条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、水道業務委託届(様式第12号)によるものとする。委託に係る契約を変更し、又は解除した場合も、同様とする。

(簡易専用水道設置届)

第9条 簡易専用水道を設置した者は、使用開始後30日以内に簡易専用水道設置届(様式第13号)に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道変更届)

第10条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の設置届の内容に変更が生じたときは、簡易専用水道変更届(様式第14号)に必要書類を添えて、市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道廃止届)

第11条 簡易専用水道の設置者は、給水を開始した後において当該簡易専用水道を廃止したときは、簡易専用水道廃止届(様式第15号)を市長に届け出るものとする。

(立入検査)

第12条 法第39条第2項の規定により市長が専用水道の立入検査を行うときは、水道及び飲料水供給施設の巡回指導要領について(昭和36年9月4日付環発第134号厚生省環境衛生局長通知)に定められた回数以上行うものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第39条第3項の規定による簡易専用水道の立入検査を行うものとする。この場合において、市長は、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして施設等に立ち入らせ、検査するものとする。

(1) 設置者から市長に簡易専用水道の管理に係る検査の結果、衛生上特に問題があると認められた旨の報告があったとき。

(2) 市長が特に必要があると認めるとき。

3 市長は、必要に応じて、事前に専用水道の設置者に対して立入検査事前報告書(様式第16号)の作成を依頼し、水道事業管理における一般的確認項目(様式第17号)により現状を把握するものとする。

4 専用水道及び簡易専用水道の立入検査は、水道立入検査表(様式第18号)により行うものとする。

5 市長は、立入検査の結果、専用水道及び簡易専用水道の設置者に対して指導する必要がある場合には、水道立入検査に伴う指導について(様式第19号)を作成し、設置者に交付するものとする。

(改善の指示等)

第13条 市長は、法第36条の規定により改善等を行うべき旨を指示しようとするときは、専用水道又は簡易専用水道の設置者等に弁明の機会を与え、必要な期間を与えるものとする。

2 専用水道又は簡易専用水道の設置者等は、法第36条に規定する指示等を受けた事項について、専用水道に関する改善計画書(改善完了報告書)(様

式第20号)又は簡易専用水道に関する改善計画書(改善完了報告書)(様式第21号)を指定の日までに市長に書面で報告するものとする。

3 市長は、前条及び前2項の結果を、水道立入検査台帳(様式第22号)に記入するものとする。

(立入検査の実施状況等の報告)

第14条 市長が実施した専用水道又は簡易専用水道の立入検査の状況等については、岐阜県等より照会があるごとに報告するものとする。

(水質検査実施計画の把握)

第15条 市長は、専用水道の設置者等が事業年度の開始前に策定する検査の計画(水質検査計画)を把握し、必要な指導をするものとする。

(健康診断実施状況の把握)

第16条 市長は、専用水道の設置者等が実施する従事者の健康診断の状況を把握するとともに、従事に不相当と認める者を発見したときは、必要な措置を講ずるものとする。

(協議決定)

第17条 市長は、立入検査等の結果をふまえ、必要な指導を行ったにもかかわらず、専用水道及び簡易専用水道の設置者がある指導に従わない場合等においては、法第35条の規定による認可の取消し、法第36条の規定による改善の指示又は法第37条の規定による給水停止命令等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の措置)

第18条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、水道の断減水、水質汚染事故又は水道施設災害等が発生し、住民等の健康を害し、又は害するおそれが生じた場合は、直ちに市長へ通報するとともに、応急処置等を適切に講ずるものとする。

2 市長は、前項の通報を受けたときは、必要に応じその原因を調査するとともに、設置者に対し必要な措置を指示するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

お問い合わせ先

各務原市 水道部 水道施設課 浄配水係

(水道事業庁舎 4階)

住 所 : 各務原市三井東町 4-32

電 話 : 058-383-7115 (直通)

F A X : 058-389-4847